

令和元年12月17日
自動車局
審査・リコール課

「衝突被害軽減ブレーキがあれば、安心」ではありません。

－ 衝突被害軽減ブレーキには機能の限界があり、状況によっては作動しません －

運転者が「衝突被害軽減ブレーキが作動する」と過信して事故に至ったのではないかと疑われるケースが増加しています。衝突被害軽減ブレーキには、機能の限界があり、故障していなくても、状況によっては、作動しません。衝突被害軽減ブレーキの作動の有無にかかわらず、安全運転の責任は運転者本人にあります。

- 衝突被害軽減ブレーキを搭載した自動車が普及していますが、運転者が「衝突被害軽減ブレーキが作動する」と過信して事故に至ったのではないかと疑われるケースが増加しています。

「衝突被害軽減ブレーキが作動する」と過信して事故に至ったと疑われる事案(乗用車)

平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年／令和元年
72 件	101 件	(80 件)(速報値)

(※1) 自動車メーカー、ユーザー、関係省庁等から得られた不具合情報に基づき自動車局作成

(※2) 令和元年度は1～9月までの9か月間の速報値

- 衝突被害軽減ブレーキには機能の限界があり、故障していなくても、状況によっては作動しないことがあります(別紙)。その結果、衝突に至った場合でも、安全運転の責任は運転者本人にあります。

(※3) 衝突被害軽減ブレーキは、「カメラ方式」「ミリ波レーダー方式」「赤外線レーザー方式」などがあり、車種やシステムにより作動条件に違いがあります。自動車に備えられた「オーナーズマニュアル」をご確認ください。

- 衝突被害軽減ブレーキは車両のカメラやレーダーにより周囲の状況を監視し、①衝突のおそれがある場合には衝突警報により運転者にブレーキ操作を促し、②それでも運転者がブレーキを操作せず、衝突を回避できないと判断される場合に、緊急的にブレーキを作動させる装置です。このため、

- ✓ ①衝突警報が頻繁に鳴る → 日頃から衝突リスクがある運転をしている
- ✓ ②衝突被害軽減ブレーキが作動した → 衝突被害軽減ブレーキがなければ、衝突していた

と認識し、ご自身の運転を省みることが大切です。

(※4) 衝突被害軽減ブレーキが作動すると、乗員に大きな力(減速 G)がかかります。

【お問い合わせ先】

審査・リコール課 寺戸、村井(光)、村井(章)

代表:03-5253-8111 (内線:42352、42302)

直通:03-5253-8594、FAX:03-5253-1640